

2025 年度における独立行政法人国際協力機構の中小企業者に関する契約の方針

独立行政法人国際協力機構（以下「機構」という。）は、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和 41 年法律第 97 号。以下「官公需法」という。）第 5 条の規定に基づき、令和 6 年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針について（令和 6 年 4 月 19 日閣議決定。以下「基本方針」という。）に即して、2024 年度における中小企業者の受注の機会の増大を図るための方針（以下「本方針」という。）を次のとおり定める。

第 1 中小企業者の受注機会の増大の目標に関する事項

1 中小企業・小規模事業者向け契約目標

機構は、2025 年度における官公需総額に占める中小企業・小規模事業者向け契約額が、2022-2024 年度の 3 年間の実績を勘案し、金額で 375 億円以上、比率が 37.26%以上になるよう努めるものとする。

2 新規中小企業者向け契約目標

機構は、2025 年度における官公需総額に占める新規中小企業者の契約比率を、2023 年度実績を勘案し、1.22%以上とすることを目標として、新規中小企業者の受注機会の増大に努めるものとする。

3 スタートアップ（新規創業）の育成への貢献

機構は、スタートアップ育成 5 か年計画（令和 4 年 11 月 28 日新しい資本主義実現会議決定）を踏まえ、スタートアップによるイノベーションを通じた途上国の開発促進へ貢献し、スタートアップ支援策の対象となる中小企業者の受注機会の増大に努めるものとする。

第 2 中小企業者の受注の機会の増大のために講ずる措置に関する事項

機構は、中小企業・小規模事業者の受注機会の増大を図るため、基本方針に即すとともに、次のとおり取り組むものとする。

1 中小企業・SDGs ビジネス支援事業の推進

中小企業の優れた製品や技術を途上国の開発に活用し、途上国の開発課題の解決と、日本の国内経済の活性化に資することを目的とした「中小企業・SDGs ビジネス支援事業」を継続的に推進する。

2 官公需情報の提供の徹底

一般競争入札による発注に関連する情報及びそれらに係る落札に関する情報についてホームページへの掲載により、中小企業・小規模事業者に提供するよう努めるものとし、発注計画の策定が可能なものは、これを積極的に定め、ホームページへの掲載に努めるものとする。

また、物件等の発注を行う際には、性能、規格等の必要な事項について、仕様書に明記することにより、中小企業・小規模事業者に対して解りやすい説明に努めるものとする。

3 官公需に関する相談体制の整備

機構は、中小企業・小規模事業者からの官公需相談に応じ、適切な支援及び情報の提供を図るものとする。

4 総合評価落札方式の適切な活用

総合評価落札方式による競争の際、透明性を確保するために品質・機能の水準等を明確にした発注仕様書を作成するものとする。また、同方式の活用にあたっては、審査項目の設定方法等についての検討を行う。

5 分離・分割発注の活用

物件等の発注にあたっては、明らかに中小企業・小規模事業者の参入の余地がないと考えられる案件を除き、調達のコスト対効果、価格面、数量面、工程面等からみて分離・分割して発注することが経済合理性・公正性等に反しないかどうかを十分検討したうえで、可能な限り分離・分割して発注を行うものとする。

6 適切な納期・工期・納入条件等の設定

物件等の発注にあたっては、政府が進める「働き方改革」関連の取組や関係省庁からの要請等に留意しつつ、発注見通しの公表、早期の発注等の取組により平準化を図り、適正な納期・工期を設定し、中小企業・小規模事業者が十分対応できるよう配慮するものとする。

7 知的財産権の取り扱いの明記

機構は、物件及び役務の発注にあたっては、発注内容に著作権等の知的財産権が含まれる場合には当該知的財産権の取り扱いについて書面をもって明確にするよう努めるものとする。また、当該知的財産権の財産的価値について十分に留意した契約内容とするように努めるものとする。

その際、契約にあたって、調達コストの適性化や著作権の二次的活用を図る観点から、コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律（平成16年法律第81号）第2条第1項のコンテンツに該当し、著作権等の知的財産権の発生が含まれる場合には、機構は当該知的財産権の全部又は一部を譲り受けず受注者に帰属させるコンテンツ版バイ・ドール契約の活用を促進するよう努めるものとする。

8 調達手続の簡素・合理化

機構は、電子入札システムの活用により、調達手続の簡素・合理化に努め、特に、地方の中小企業・小規模事業者の入札参加を促進する。

9 地域の中小企業・小規模事業者の積極的活用

各国内拠点における調達について、一般競争入札の際には適切な地域要件を設定するとともに、少額随意契約による場合には、地域の中小企業・小規模事業者を見積先に含めることに努めるものとする。また、地域の中小企業・小規模事業者に対する説明会等を通じた情報提供により、入札への参加を促進し、受注機会の増大に努めるものとする。

10 中小企業・小規模事業者への資金繰りへの配慮

特に人件費比率の高い役務契約に対し、業務内容に応じて役務完了部分において検査を適切に行った上で、部分払（毎月払い等）を行うよう配慮することに努めるものとする。

1 1 適正な予定価格の作成、ダンピング受注の防止等

需要の状況、原材料及び人件費（社会保険料（事業主負担分及び労働者負担分）相当額を適切に含み、かつ各都道府県における最低賃金額の改定も反映した額等を踏まえた積算に基づき、消費税及び地方消費税を計上し、適切に予定価格を作成するものとする。なお、燃料や原材料等の市況価格の変動が激しい商品については、特に最新の実勢価格や需要状況（例えば季節要因）等を考慮するよう努めるものとする。

また、入札説明の際には、適切なコストの積み上げによる価格での入札が行われるようダンピング防止の周知に努め、基準価格を下回る入札が行われた場合には、低入札価格調査制度を活用し、入札価格の内訳書、履行体制、経営の状況の聴取等により入札価格の妥当性について確認するものとする。

1 2 最低賃金額の改定に伴う契約金額の見直し

機構は、年度途中の最低賃金額の改定を踏まえた予算を確保し契約時点で反映しておくことや、人件費単価が改定後の最低賃金額を下回った際は適切な価格での単価の見直しを行う旨の条項を予め契約に入れることなどにより、年度途中で最低賃金額の改定があったとしても、受注者が労働者に対して最低賃金額以上の賃金を支払う義務を履行できるよう配慮するものとする。

機構は、契約後において、最低賃金額の改定があった場合には契約金額を変更する必要があるか否かについて受注者に確認し、最低賃金引き上げ分の円滑な価格転嫁を図るため契約金額を変更するなど、受注者が労働者に対して最低賃金額以上の賃金を支払う義務を履行できるよう配慮するものとする。

1 3 労務費、原材料費、エネルギーコスト等の上昇への対応

公共工事の発注に当たっては、労務費、原材料費、エネルギーコスト等の実勢価格を反映した適正な請負代金の設定や適正な工期の確保について、契約後の状況に応じた必要な契約変更の実施も含め、適切に対応するものとする。また、物件及び役務の契約について、契約の途中で需給の状況又は原材料費、エネルギーコスト等の実勢価格に変化が生じた場合には、契約金額を変更する必要があるか否かについて検討し、適切な対応に努めるものとする。

1 4 中小石油販売業者に対する配慮

災害時の拠点となる避難所を有する施設を有する場合は、災害時の燃料供給等に関する協定を締結する意義や必要性について検討し、地域の石油組合等から要請があった場合には十分に協議を行うものとする。

官公需適格組合の証明を受けている組合をはじめとする石油組合が国等又は地方公共団体との間で災害時の燃料供給協定を締結している場合には、平時においても当該協定を締結している石油組合及び当該協定に参加している中小石油販売業者の受注機会の増大に努めるものとする。

また、災害時の燃料供給協定を締結している石油組合及び当該協定に参加している中小石油販売業者を活用して円滑な燃料調達ができると認められる場合であって、調達を費用対効果において優れたものとする等とを十分検討しつつ、経済合理性・公正性等に反しない適正な調達ができるときには、極力分離・分割発注を行うよう努めるものとする。

災害時の燃料調達協定を締結している石油組合を活用して円滑な燃料調達ができると認められる場合であって、経済合理性・公正性等に反しない適正な調達ができるときには、官公需適格組合をはじめとする石油組合との随意契約を行うことができる。

- 15 消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）に関する適切な対応
機構は、適格請求書発行事業者でないことのみをもって、競争に参加させないような資格を定めることは適当でないことに留意するものとする。

第3 新規中小企業者の活用に関する事項

- 1 新規中小企業者の受注の機会の増大のために講ずる具体的な措置
機構は、新規中小企業者の受注機会の増大を図るため、基本方針に即すとともに、次のとおり取り組むものとする。
- (1) 過去の実績を過度に求めない運用、見積先の柔軟化の推進
役務及び工事等における一般競争入札において、契約の履行確保に支障がない限り、評価項目を設定するに際しては、過去の実績を求めない、又は過去の実績に係る評価が過大なものにならないよう配慮するものとする。
なお、少額随意契約を行う際には、見積先が固定化しないよう、中小企業・小規模事業者や調達実績の少ない新規中小企業者からも見積書を取得するよう努めるものとする。
また、オープンカウンター方式により見積り合わせを実施する場合には、見積書の提出に際しては、ホームページ等を通じて行うとともに、電子入札システム等を活用するなど電子的手段の利用に努めるものとする。
- (2) 競争参加者の資格の弾力的運用
競争参加者の資格設定に関し、調達先に専門的な技術、資格を必要としない等の場合であって、契約の履行の確保に支障がないと認められる限り、参加者の増加による競争性の向上が必要な場合は、下位等級者の参加が可能となるよう弾力的な運用に努めるものとする。
- (3) 新規中小企業者からの相談体制
機構は、新規中小企業者からの相談に対して、適切に対応する。

第4 第1から第3までに掲げるもののほか、中小企業者の受注機会の増大に関し必要な事項

- 1 本方針の適用範囲
本方針は、機構の本部及び全ての国内拠点に適用する。

2 中小企業者の受注機会の増大のための推進体制

中小企業・小規模事業者の受注機会の増大のため施策は、国際協力調達部が主管して推進する。

国際協力調達部には、第 1 の目標達成に向けて現状を分析し、実績の向上を図るために有益な情報提供を行うほか、必要に応じて、各国内拠点に対し改善策を指示する。

以上